

「横須賀港港湾施設使用条例」別表新旧対照表

横須賀港港湾施設使用条例 別表第1(第6条関係)(抜粋)

| 旧 | | 新(R2.4.1以降) | |
|-------------------|--|-------------------|--|
| 施設名 | 使用料金 | 施設名 | 使用料金 |
| 岸壁、 棧橋、 物揚場 | 定期船 船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに 5円 定期船以外の船舶 船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに 11円 | 岸壁、 棧橋、 物揚場 | 定期船 船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに 5円 定期船以外の船舶 船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに 11円 |
| 係船浮標 | 総トン数1,000トン未満の船舶 係留24時間までごとに <u>4,830円</u> 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶 係留24時間までごとに <u>9,670円</u> | 係船浮標 | 総トン数1,000トン未満の船舶 係留24時間までごとに <u>4,920円</u> 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶 係留24時間までごとに <u>9,850円</u> |
| 上屋 | 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 <u>770円</u> 一般使用 貨物搬入の日から15日まで 1平方メートル又は1トンまでごとに 1日 17円 貨物搬入の日から16日以後 1平方メートル又は1トンまでごとに 1日 <u>34円</u> | 上屋 | 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 <u>780円</u> 一般使用 貨物搬入の日から15日まで 1平方メートル又は1トンまでごとに 1日 17円 貨物搬入の日から16日以後 1平方メートル又は1トンまでごとに 1日 <u>35円</u> |
| 荷さばき地 | 長浦港、浦賀港及び久里浜港(久里浜1号・長瀬) 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 <u>103円</u> 一般使用 貨物搬入の日から15日まで 1平方メートルまでごとに 1日 4円 貨物搬入の日から16日以後 1平方メートルまでごとに 1日 7円 新港、平成港及び久里浜港(久里浜2号・久里浜3号) 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 <u>167円</u> 一般使用 貨物搬入の日から15日まで 1平方メートルまでごとに 1日 6円 貨物搬入の日から16日以後 1平方メートルまでごとに 1日 9円 | 荷さばき地 | 長浦港、浦賀港及び久里浜港(久里浜1号・長瀬) 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 <u>105円</u> 一般使用 貨物搬入の日から15日まで 1平方メートルまでごとに 1日 4円 貨物搬入の日から16日以後 1平方メートルまでごとに 1日 7円 新港、平成港及び久里浜港(久里浜2号・久里浜3号) 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 <u>170円</u> 一般使用 貨物搬入の日から15日まで 1平方メートルまでごとに 1日 6円 貨物搬入の日から16日以後 1平方メートルまでごとに 1日 9円 |
| 野積場 | 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 <u>167円</u> 一般使用 貨物搬入の日から15日まで 1平方メートルまでごとに 1日 6円 貨物搬入の日から16日以後 1平方メートルまでごとに 1日 9円 | 野積場 | 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 <u>170円</u> 一般使用 貨物搬入の日から15日まで 1平方メートルまでごとに 1日 6円 貨物搬入の日から16日以後 1平方メートルまでごとに 1日 9円 |
| 船舶給水 | 5立方メートルまで <u>3,800円</u> 5立方メートルを超える1立方メートルまでごとに <u>760円</u> ただし、執務時間外に船舶給水を行う場合は、その料金の額に5割を加算する。 | 船舶給水 | 5立方メートルまで <u>3,850円</u> 5立方メートルを超える1立方メートルまでごとに <u>770円</u> ただし、執務時間外に船舶給水を行う場合は、その料金の額に5割を加算する。 |
| 船舶給電 | 1キロワット1時間までごとに <u>81円</u> | 船舶給電 | 1キロワット1時間までごとに <u>83円</u> |

横須賀港港湾施設使用条例 別表第3(第6条関係)

| 旧 | | 新(R2.4.1以降) | |
|---------------------------------|----------------|---------------------------------|----------------|
| 占用目的 | 使用料日額 | 占用目的 | 使用料日額 |
| 業として行う写真撮影その他これに類するもの | <u>20,570円</u> | 業として行う写真撮影その他これに類するもの | <u>20,950円</u> |
| 業として行うテレビジョン又は映画の撮影その他これらに類するもの | <u>41,140円</u> | 業として行うテレビジョン又は映画の撮影その他これらに類するもの | <u>41,900円</u> |